

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月17日

横浜市旭区長 堀口 和美

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	佐藤 邦男 石田 康弘 萩原 英俊 石橋 勝政 柴崎 幸生 居阪 則保 相川 和夫 関 知一 栗鶴 直之	田中 賀津美 松田 紀之 鈴木 勝也 山嶋 一範 佐久間 信一 澤 実 菊池 悟 花城 政邦 板坂 珠美
送達する 書 類 名	介護保険料督促状 令和8年度6月期分		
	介護保険料督促状 令和8年度7月期分		
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算 して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。			